

令和3年度 入園のしおり



学校法人 釧路カトリック学園

幼保連携型認定こども園ほんべつ

〒089-3314 北海道中川郡本別町南 3 丁目 16 番地 4

TEL 0156-22-2520 FAX 0156-22-2509

子育て支援センター TEL 0156-22-8811

<http://www.kodomoen-honbetsu.com/>

Email: genkidesu@f1.octv.ne.jp

《 も く じ 》

もくじ・用語の定義	1
「幼保連携型認定こども園ほんべつ」の概要	2
教育・保育理念、教育・保育方針、教育・保育目標	2
利用定員内訳、職員構成	2
令和3年度入園手続きの流れ、利用手続きの流れと利用者負担	3
認定こども園での一日（月～金曜日）	4
認定こども園 土曜保育	5
登降園の時間、こども園の休日	6
保育認定の事由・優先度順位、保育時間の設定、各種認定の有効期間	7
利用者負担額（1号・2号・3号認定）	8
保育料の減免について	9
幼児教育・保育の無償化、一時預かり事業等について	9
一時預かり・延長保育、土曜保育、支援を必要とするお子さんの保育	10
体調不良児への対応について	11
通園に関すること	13
服装・持ち物、ならし保育について	14
食事に関すること、保健と健康に関すること	15
持参する薬等について	16
安全対策と事故防止に関すること、緊急災害時の対応	17
登園してはいけない感染症一覧	18
感染症における登園基準	19
保険制度、プライバシーを守るために	20
保護者の会、教育・保育に関する相談・要望、職員の研修・評価、主な年間行事予定	21
家庭で用意していただくもの 0・1歳児	22
家庭で用意していただくもの 2・3・4・5歳児	23
幼保連携型認定こども園ほんべつ平面図	24

※ 用語の定義

1号認定	満3歳以上で主に教育を希望する場合（保育の必要なし）
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする理由に該当し、認定を受けた者
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする理由に該当し、認定を受けた者
保育標準時間	11時間保育の認定を受けた者で、主にフルタイム（月に120時間以上）の就労の方が該当
保育短時間	8時間保育の認定を受けた者で、主にパートタイム（月に64～119時間まで）の就労の方が該当
年齢の判定基準	年度初日（4月1日）時点における満年齢で判定

※0歳児、1歳児、2歳児、満3（満3歳児になって入園）、3歳児（年少）4歳児（年中）5歳児（年長）

「幼保連携型認定こども園 ほんべつ」の概要

「幼保連携型認定こども園 ほんべつ」は、本別町の支援を受け、学校法人鉤路カトリック学園が平成29年4月に開設し、幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、就学前教育・保育の一体的提供を行う施設として開園しました。

令和2年6月から、外国人講師（本別町姉妹都市、ミッチェル市出身）が本別町から派遣され、子ども達と一緒に交流しながら過ごしています。看護師による病児保育事業（体調不良児対応型）さらに、完全給食（白米も施設において提供）を実施、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に合わせ、食材料費（主食・副食）についても本別町の助成により、3歳以上児の保護者負担はすべて無料となっています。

平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度に基づき、幼保連携型認定こども園 ほんべつとして、子どもの健やかな育ちのため発達段階に応じた教育・保育を提供するとともに、地域の保護者への子育て支援事業にも取り組んでいます。

《認定こども園ほんべつの教育・保育の理念》

未来に羽ばたく子どもたちの生きる力を育み、
子ども一人ひとりがかけがえのない存在として輝く、こども園。

《教育・保育方針》

- ◆ 一人ひとりを大切にする「個の尊重」
- ◆ 愛・思いやりを育てる「心の育成」
- ◆ 考える力を育てる「知の育成」
- ◆ 丈夫な体を育てる「体の育成」

《教育・保育目標》

- ◆ 自らを信じ自分自身を大切にできる子ども
- ◆ 感謝、思いやりのある子ども
- ◆ 創造性豊かに、自らの力で考えることができる子ども
- ◆ 正しい心で行動ができる子ども
- ◆ 力を合わせ、いっしょに物事を行うことができる子ども
- ◆ 失敗してもくじけず、前へ進むことができる子ども

《利用定員内訳》

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
教育利用	—			1号認定			25
				25			
保育利用	3号認定			2号認定			120
	50			70			
計	50			95			145

《職員構成》（R3.1 現在）

園長(1)	副園長(1)
主任(2)	保育教諭(17)
看護師(2)	保育補助(5)
調理員(4)	栄養士(1)
事務長(1)	調理補助(5)
施設管理(2)	

計 41 人

《令和 3 年度 入園手続きの流れ》

期 日	内 容
令和 2 年 11 月 2 日 (月)	入園申込書配布開始 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)
令和 2 年 11 月 9 日 (月)	入園申込受付開始 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)
令和 2 年 11 月 30 日 (月)	入園申込書提出期限
令和 3 年 2 月 5 日 (金)	こども園入園説明会※詳細については後日、ご案内いたします
令和 3 年 4 月 1 日 (木)	こども園ほんべつ入園

《利用手続きの流れと利用者負担》

項 目	教育利用 (1 号認定)	保育利用 (2 号・3 号認定)
1. 入 園 の 申 込 み	こども園に入園申込書と認定申請書を提出します。	こども園に入園申込書と認定申請書 (就労証明書が必要) を提出します。
2. 認 定 の 審 査	入園決定はこども園が行います。	本別町で、保育の必要性和標準・短時間保育の認定審査が行われます。
3. 認 定 証 の 交 付	本別町から、認定証が利用者へ交付されます。	本別町から、認定証が利用者へ交付されます。
4. 利用契約の締結	利用者とかども園で利用契約を締結します。	利用者とかども園で利用契約を締結します。
5. 利用 者 負 担 額	幼児教育保育の無償化に伴い、1 号認定子どもは無料となります。8 頁をご確認ください。	幼児教育保育の無償化に伴い、2 号認定子どもは無料となります。3 号認定子どもは町民税所得割課税額を基に設定されます。8 頁をご確認ください。
6. 利用 者 負 担 額 軽 減 措 置		3 号認定子どもで同一世帯から 2 人以上入園する場合、2 人目は半額、18 歳までの兄弟姉妹がいる世帯の 3 人目以降は 0 円となります。9 頁をご確認ください。
7. 給 食	完全給食です。 幼児教育保育の無償化に伴い、1 号認定子どもの給食料はすべて本別町が負担し、無料となります。	完全給食です。 幼児教育保育の無償化に伴い、2 号認定子どもの給食料はすべて本別町が負担し、無料となります。
8. 教 材 費	教育に使用する教材費は、利用者負担額に含まれています。	教育に使用する教材費は、利用者負担額に含まれています。
9. 購 入 品	お持ち帰りいただく用品等は実費負担となります。 5 月に自動口座振替とさせていただきます。 カラー帽子 粘土・作品ファイル・自由画帳 クレヨン・細黒マーカー (4 歳児以上) 絵具セット (5 歳児のみ) ※ネームは 2 つ目から実費になります。	お持ち帰りいただく用品等は実費負担となります。 5 月に自動口座振替とさせていただきます。 カラー帽子・0・1 歳ノート 粘土・作品ファイル・自由画帳 (2 歳児以上) クレヨン・細黒マーカー (4 歳児以上) 絵具セット (5 歳児のみ) ※ネームは 2 つ目から実費になります。
10. 納 付 方 法	・ 毎月の利用者負担額 (3 号認定) は、25 日に金融機関の自動口座振替 ・ 利用可能な金融機関は、帯広信用金庫本別支店、北洋銀行本別支店、J A 本別、ゆうちょ銀行 (本別郵便局)	

《認定こども園での一日（月～金曜日）》

	教 育 利 用	保 育 利 用					
区分	1 号認定 満 3～5 歳児 (保育の必要性なし)	2 号認定 3～5 歳児 (保育の必要性あり)		3 号認定 0～2 歳児 (保育の必要性あり)			
時間	8:45～13:30	保育標準 (11 時間) 7:30～18:30	保育短時間 (8 時間) 8:00～16:00	保育標準 (11 時間) 7:30～18:30	保育短時間 (8 時間) 8:00～16:00		
7:00	開園 一時預かり(有料)	開園 延長保育(有料)		開園 延長保育(有料)			
7:30	一時預かり(有料)	登園開始	延長保育(有料)	登園開始	延長保育(有料)		
8:00		あそび	登園開始	あそび	登園開始		
8:30			あそび		あそび		
8:45			登園開始				
9:00	登園完了	登園完了		登園完了			
9:30	朝の会が始まります			おやつ			
10:00	教育・保育を一体的に提供			保育・あそび			
10:30							
11:00	給食準備・給食			給 食			
11:30							
12:00	自由遊び			午 睡			
12:30							
13:00	降園準備・帰りの会・降園	午 睡					
13:30	一時預かり(有料) ※午睡(13:00～)						
14:00							
14:30							
15:00	おやつ 有料 50 円	おやつ		おやつ			
15:30	一時預かり(有料)	降園準備・帰りの会		降園準備・帰りの会			
16:00		保育 あそび 順次降園		保育 あそび 順次降園	延長保育 (有料)		
16:30							
17:00							
17:30							
18:00							
18:30							
19:00	閉園 一時預かり(有料)	閉園 延長保育(有料)		閉園 延長保育(有料)			

(注意) 1号認定子どもで「保育の必要性がある」と認定を受けた場合には月額 11,300 円を限度として預かり保育の利用料を無償化。(事前に申請が必要です) ※満3歳は、非課税世帯に限る。

《認定こども園 土曜保育》

	教 育 利 用	保 育 利 用	
区分	1 号認定 満 3～5 歳児(保育の必要性なし)	2・3 号認定 0～5 歳児(保育の必要性あり)	
時間	※終日、有料となります	保育標準(11 時間) 7:30～18:30	保育短時間 (8 時間) 8:00～16:00
7:00	開 園	開園 延長保育(有料)	
7:30	一時預かり (有料) 保育・あそび	登園開始	延長保育 (有料)
8:00		あそび	登園開始
8:30			あそび
8:45			
9:00		登園完了	
9:30		保育・あそび	
10:00			
10:30			
11:00			
11:30	給食準備・給食 ※200 円(有料)	給食準備・給食	
12:00			
12:30	自由遊び	自由遊び	
13:00	午 睡	午 睡	
13:30			
14:00			
14:30			
15:00	おやつ 有料 50 円	おやつ	
15:30	一時預かり (有料)	保育 あそび 順次降園	保育・あそび
16:00			延長保育 (有料)
16:30			
17:00			
17:30			
18:00			
18:30			
19:00	閉園 一時預かり(有料)	閉園 延長保育(有料)	

(注意) 1 号認定子どもで「保育の必要性がある」と認定を受けた場合には月額 11,300 円を限度として預かり保育の利用料を無償化。(事前に申請が必要です) ※満 3 歳は、非課税世帯に限る。

《登降園の時間》

項 目	教 育 利 用 (1号認定)	保育利用 (2号・3号認定)	
		保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)
1. 登 園 時 間	8:45 から 9:00 順次登園	原則 8:00 から 9:00 順次登園	7:30 から 9:00 順次登園
2. 降 園 時 間	13:30 一斉降園	原則 16:00 まで降園	18:30 までに順次降園
3. 通 常 保 育	4 時間 45 分 ※土曜日は、休み	8 時間	11 時間
4. 延長保育利用料		7:00～ 8:00 16:00～19:00 までの間 で保育認定時間を超え た時間 30 分 100 円	7:00～ 7:30 18:30～19:00 までの 間で保育認定時間を超え た時間 30 分 100 円
5. 一 時 預 かり	7:00～8:45 13:30～19:00 までの間 で教育標準時間を超え た時間 30 分 100 円 〔 お預かりする園児数は 一日 10 人以内 事前に申込が必要です 〕		
6. 一 日 の 最 大 利 用 時 間	12 時間	12 時間	12 時間
7. 特 記 事 項	一時預かりは、原則として保育を必要とする一時的で特別な事由が発生した時利用でき、書面による届け出が必要(毎月 20 日㇏切り)	延長保育は、原則として書面による事前届け出が必要(毎月 20 日㇏切り)	延長保育は、原則として書面による事前届け出が必要(毎月 20 日㇏切り)

(注意) 1号認定子どもで「保育の必要性がある」と認定を受けた場合には月額 11,300 円を限度として預かり保育の利用料を無償化。(事前に申請が必要です) ※満 3 歳は、非課税世帯に限る。

《こども園の休日》

教育利用 (1号認定)	保育利用 (2・3号認定)
・土曜日 ・日曜日 ・国民の祝祭日 ・夏季休業 7月下旬～8月中旬 ・冬季休業 12月下旬～1月中旬 ・年末年始 6日間 ・学年末休業 3月下旬～4月上旬 ※令和3年度入園式 令和3年4月1日(木) ※教育開始日 4月上旬	・日曜日 ・国民の祝祭日 ・年末年始 6日間 (年度末の日曜日を除く2日間は、進級・入園準備のため希望保育のご協力をお願いしています。) ※令和3年度入園式 令和3年4月1日(木) ※保育開始日 令和3年4月2日(金)

《保育認定の事由・優先度順位》

保育の利用を希望される方は、次の各号のいずれかに該当する事由があり、本別町より「保育の必要性」の認定を受けなければなりません。

「保育の必要性」の事由

- (1) 就労
フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かり保育で対応可能な短時間の就労は除く）
- (2) 妊娠（母子手帳取得後）、出産（出産後 約 2 ヶ月間）
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動 90 日を基本とする。起業準備も含む。
※但し、在園児数（0 歳～2 歳）により、子育て支援センターでのお預かりをする場合があります
- (7) 就学 職業訓練校等における職業訓練を含む
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得後、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(育休(育児)に係る子どもが1歳になるまで。自営業も可)
- (10) その他、本別町が認める事由

《保育時間の設定》

保育の必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、保育標準時間（11 時間保育）と保育短時間（8 時間保育）の 2 種類に区分され、本別町が実態を把握し認定することになります。

◆保育標準時間（11 時間保育）

- ・フルタイムの就労や 1 か月当たりの就労時間が 120 時間以上の場合
- ・1 か月の就労時間が 120 時間未満でも、1 日の就労時間が 8 時間以上となるような就労を常態としてしていると認められる場合は、保育標準時間の認定が可能になることが考えられます。
- ・就労以外の事由で、「妊娠・出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」事由については、保育標準時間が基本となります。

◆保育短時間（8 時間保育）

- ・1 か月の就労時間が 64～119 時間の就労
- ・「求職活動」、「育児休業取得後の継続利用」の事由については、原則として保育短時間の認定になります。

《各種認定の有効期間》

新制度では、それぞれの認定有効期間が次のように取り扱われます。

◆1 号認定（保育の必要なしの満 3 歳以上）

小学校就学前までの 3 年間が基本、満 3 歳時点で入園することが可能です

◆2 号認定（保育利用の満 3 歳以上）

小学校就学前までの 3 年間が基本

◆3 号認定（保育利用の満 2 歳以下）

満 3 歳の誕生日までが基本

※ 認定事由に該当していることの確認や利用者負担の必要性を踏まえ、1 年に 1 回を基本に現況届の提出が求められます。（現況届の時期は、追ってお知らせいたします）

※ 保育の必要性の事由や就労形態の変更が生じた場合

既に認定を受けた事由に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行う必要があります。

※ 正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、子ども・子育て支援法第 24 条により認定の取消がなされる場合がありますので留意下さい。

《利用者負担額》

◆利用者負担額（保育料）の算定について

- ① 利用者負担額（保育料）は、原則としてお子さんの父母の市町村民税額の合算により算定されます。
ただし、家庭状況によっては、児童と生計を同一にする世帯員（祖父母など）の課税額により算定する場合があります。
- ② 利用者負担額（保育料）算定の基礎となる市町村民税が 6 月に決定することから、毎年 9 月が利用者負担額（保育料）の切り替え時期になります。4 月～8 月は前年度の市町村民税で、9 月～3 月は当該年度の市町村民税で算定します。

4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月 1 月 2 月 3 月

前年度の市町村民税額より算定 （前々年分の所得に基づく課税額）	当年度の市町村民税額より算定 （前年分の所得に基づく課税額）
------------------------------------	-----------------------------------

- ③ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。

※ 毎月の利用者負担額は、毎月 25 日に金融機関の自動口座振替となります。

◆本別町利用者負担額（保育料）月額

認定区分	1 号認定（教育利用）	2 号認定（保育利用）
利用者負担額	0 円	0 円

世帯の階層区分		3 号認定（保育利用、0 歳児～2 歳児）	
		利用者負担額（標準）	利用者負担額（短時間）
第 1	生活保護世帯等	0 円	0 円
第 2	非課税世帯	0 円	0 円
第 3	所得割 16,200 円未満	9,700 円	9,400 円
第 4	所得割 32,400 円未満	11,400 円	11,000 円
第 5	所得割 48,600 円未満	13,200 円	12,800 円
第 6	所得割 64,700 円未満	15,000 円	14,500 円
第 7	所得割 80,800 円未満	17,400 円	16,800 円
第 8	所得割 97,000 円未満	19,800 円	19,200 円
第 9	所得割 115,000 円未満	22,200 円	21,500 円
第 10	所得割 133,000 円未満	24,200 円	23,400 円
第 11	所得割 151,000 円未満	26,300 円	25,500 円
第 12	所得割 169,000 円未満	28,400 円	27,500 円
第 13	所得割 185,500 円未満	30,500 円	29,500 円
第 14	所得割 202,000 円未満	31,600 円	30,600 円
第 15	所得割 218,500 円未満	32,800 円	31,800 円
第 16	所得割 235,000 円未満	34,000 円	32,900 円
第 17	所得割 251,500 円未満	35,200 円	34,100 円
第 18	所得割 268,000 円未満	36,400 円	35,300 円
第 19	所得割 284,500 円未満	37,600 円	36,400 円
第 20	所得割 301,000 円未満	38,800 円	37,600 円
第 21	所得割 301,000 円以上	40,000 円	38,800 円

◆保育料減免について

3号認定子どもに係る、利用者負担額（保育料）の軽減措置があります。

内 容	金 額
18歳以下のお子さんが3人以上いる場合	第3子以降は無料
ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯で所得割の額が77,101円未満の場合	第1子 基準額から1,000円控除した額の半額、または9,000円のいずれか低い額 第2子以降無料
きょうだいが2人以上入園している場合	第2子は基準額の半額 第3子は無料
所得割の額が169,000円未満	第2子は無料

毎月の利用者負担額は、毎月25日に金融機関の自動口座振替となります。

《幼児教育・保育の無償化》

◆保育3～5歳児クラスの全ての子どもが無償化の対象です

- 無償となる期間は、原則満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、1号認定子どもは、満3歳の誕生日からこども園に入園できますが、入園時から（4月1日を迎える前であっても）無償化の対象となります。
- 実費負担となっているカラー帽子、粘土、作品ファイル等の費用は、これまでどおり保護者負担となります。

◆保育0～2歳児クラスの子どもは、収入やきょうだいの状況で対象になります

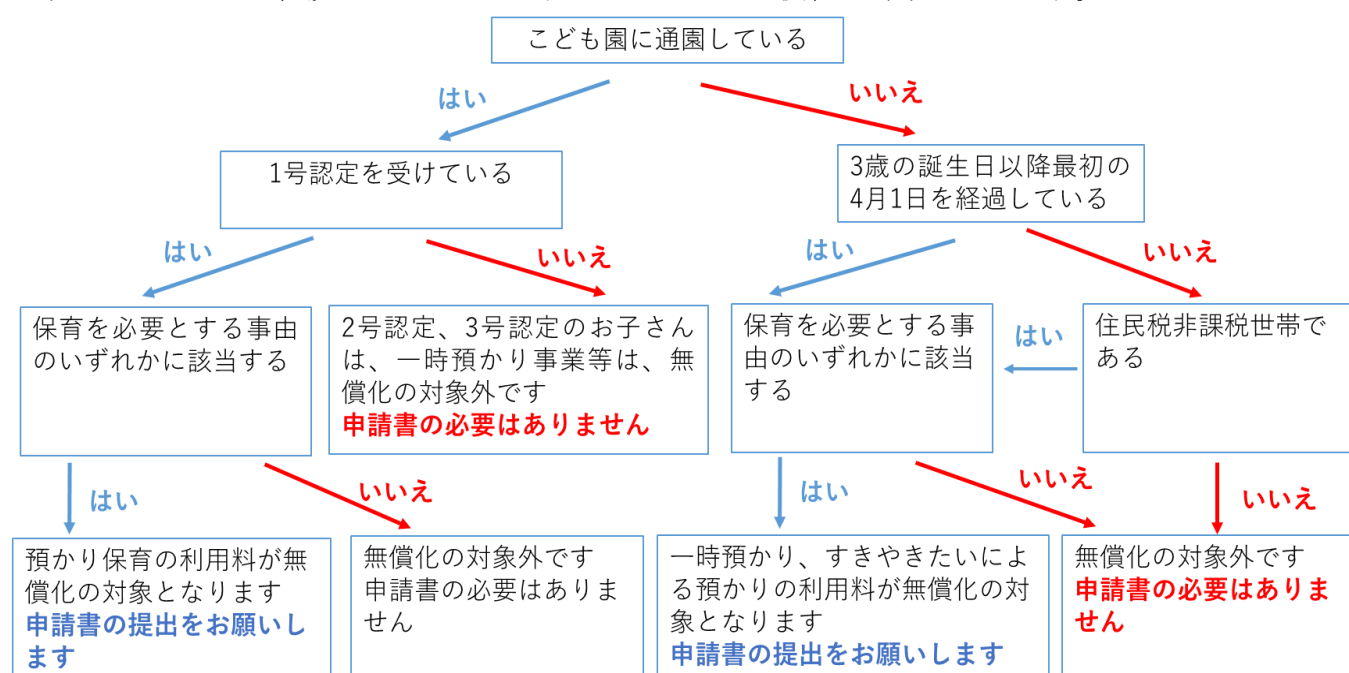
- 0～2歳児クラスの子どもは原則無償化の対象外ですが、世帯の収入やきょうだいの状況等により、利用者負担額（保育料）が0円となる場合があります。

◆給食の提供にかかる食材料費（主食・副食）

- 1号認定子ども及び2号認定子どもの食材料費は、すべて本別町が助成しています。
- 3号認定子どもについては、利用者負担額（保育料）に含まれているため、別途徴収することはありません。

《一時預かり事業等について》

1号認定子どもが利用する預かり保育事業、子育て支援センターほんべつにて行う一時預かり事業、すきやきたいによる預かりが無償化の対象となります。なお、すきやきたいによる「送迎のみ」は対象となりませんが、預かりとあわせて行われる送迎は無償化の対象となります。



※満3歳は、非課税世帯に限る。

《一時預かり・延長保育・土曜保育》

【一時預かり保育】

○教育利用（1号認定者）の利用

- ・教育利用の時間外～7時から8時45分までと、13時30分から19時まで
- ・おやつ費用は1回50円
- ・長期休業日中の利用～月曜日から土曜日までの7時から19時まで。
- ・給食の費用（土・夏季・冬季・学年末休業）は1食 200円
- ・1日の利用者の人数を10人以内とします。

利用制限の理由～一時預かり事業でお子様をお預かりする場合、保育士等資格が必要であり、保育士等の人員確保の観点から人数制限を設けることとしました。

- ・「預かり時間を越えた場合の対応」について、時間が1分でも越えた場合は切り上げとします。
（注意）1号認定子どもで「保育の必要性があると認定を受けた場合には」月額11,300円を限度として預かり保育の利用料を無償化。（事前に申請が必要です）※満3歳は、非課税世帯に限る。

【延長保育】

○保育利用（2号・3号認定者）の利用

- ・保育短時間の時間外～7時から8時までと16時から19時まで。
- ・保育標準の時間外～7時から7時30分までと18時30分から19時まで。

【土曜保育】

○教育利用（1号認定者）の利用

- ・教育標準時間認定（幼稚園型）の子どもについては、終日有料となります。（おやつ50円、給食200円）

○保育利用（2号・3号認定者）の利用

- ・保育短時間認定の子どもが8時から16時を超えて延長保育をする場合は、延長料金が発生します。
- ・保育標準時間の子どもが7時30分から18時30分を超えて延長保育をする場合は、延長料金が発生します。

【一時預かり・延長保育・土曜保育共通】

- ・利用料金～いずれも30分 100円（4月～3月）
- ・精算～利用料は利用した月の末日で締め、翌月25日に金融機関の自動口座振替となります。
- ・申込み～一時預かり・延長保育・土曜保育を希望する場合は、前月の20日までに申し込み用紙を提出してください。（それぞれ別の用紙になります）

※本事業は、本別町からの受託事業です

※一時預かり保育、延長保育、土曜保育

保護者の方の断続的な労働、職業訓練、介護などの場合や傷病、災害・事故、ボランティア活動など、緊急・一時的な場合において保育が必要と認められる時に一時的に保育を受けることができる制度です。

※1号認定の緊急の場合（急病、緊急やむを得ない場合）のみ、在園児の兄弟（小学校2年生まで）のお子さんの利用を認めます。

《支援を必要とするお子さんの保育》

- ・障がい児及び支援を必要とする児童の教育・保育については、一人ひとりの発達過程や障がいの状況を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通してともに成長できるように進めます。
- ・子どもの状況に応じた教育・保育を進めるために、家庭との連携を密にし保護者に寄り添い、信頼関係を結びながら適切な対応と専門家及び専門機関と連携した支援の充実に努めます。必要に応じて職員の加配をし、子どもとの信頼関係を結び適切な教育・保育に結び付けていきます。

《体調不良児への対応について》

◆「体調不良児対応型」事業について

保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった児童で、保護者がお迎えに来られるまでの間、当園の看護師がお子様のケアをするサポートシステムです。

(登園前からの体調不良児は対象となりません。)

○対象児童

認定こども園ほんべつに入園している児童

○利用場所

認定こども園ほんべつ 体調不良児室

○利用定員 2人

○対応可能な利用期間

- ・保育中の児童が体調不良となった当日で、相談により午後5時30分まで
(土曜、日曜、祝日、年末年始はお休み)

○利用料金 無料

○対応可能な症例

- ・発熱・発疹・咳・鼻水・のどの痛み・腹痛・下痢・吐き気・嘔吐・頭痛等
(重篤な全身症状を伴わないもの)

○対応できない症例

- ・水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、麻疹(はしか)等の感染性疾患の疑い、喘息等の慢性疾患および骨折等の外傷性疾患の疑いなど
(疑いのある場合は、すぐのお迎えをお願いします)

○利用にあたっての留意事項

【基本的事項】

- ・登園前からの体調不良はお預かりできません。
- ・下痢、嘔吐した場合は様子を見て判断をし、場合によっては対応できない場合もあります。(特に感染性胃腸炎流行時など)
- ・お子さんの状況・他のお子さんとの病気の組み合わせ等で、お預かりできない場合があります。

【預かり中の病状の変化】

- ・預かり中、症状が悪化(高熱、急変)した場合には、その時点で保護者にお迎えをお願いします。

「体調不良時対応型」事業利用の流れ

朝、お子さんの体調はどうですか？



よい

よくない

こども園へ登園



こども園では
お預かり出来ません

医療機関を受診
自宅療養



1. 途中、体調をくずす
2. 保護者へ連絡
3. 保護者がお迎え
4. 医療機関を受診ください

➤ すぐのお迎えが困難な場合はご相談ください
➤ お迎えが来るまで医務室で看護師が緊急的な対応をします



通常時は、常勤の看護師が園児の皆さんの日々の健康管理・衛生管理を行います。

《通園に関すること》

送 迎	・事故防止のため、必ず保護者の方、または保護者の代理の方が送迎して下さい。 ・お迎えの方が代わる場合には事前にご連絡下さい。 ・保護者の方の連絡先が不在等で連絡が取れなくなる場合は事前にお知らせ下さい。 ・通園経路は安全な道を選び、交通ルールを守って送迎して下さい。 ・登園で駐車場を利用される場合は、お忙しいとは思いますが、お子さんたちの行動にも充分注意して下さい。 ・登園、降園の時間帯以外は、玄関を施錠していますのでインターフォンでお呼び下さい。 ・降園の際はお子さんの安全確保のため駐車場等で遊ばせず速やかに帰宅して下さい。 ・特別な事由発生以外の登園、降園の時間を厳守して頂くとともに、通常の登降園以外（寄り道など）は園の管理下と見なされませんので保護者の責任において慎重に行動して下さい。
お預かり方法 登 園 の 時	・0歳児から2歳児までは、各クラスで保護者の方からお預かりします。 ・3歳児以上は、玄関で保護者の方からお預かりします。 ※現在はコロナウイルス感染症対策として、全児玄関でお預かりしています。
降 園 の 時	・1号認定児は玄関で保護者の方にお引き渡しします。 ・2・3号認定児は保護者の方に保育室までお迎えに来て頂き、お引き渡しします。 ※現在はコロナウイルス感染症対策として、全児玄関でお引き渡ししています。
連 絡	・欠席する場合や遅れる場合は午前8時30分頃までにご連絡下さい。また、欠席の場合は、お子様の健康状態（熱、食欲、発疹、ケガ、伝染病疾患など）も詳しくお知らせください。 ・お迎えが早くなる場合やいつもと違う方が来られる場合も事前にご連絡下さい。 ・住所、電話番号などを変更された場合、世帯の状況が変わった場合には、直ちにお知らせ下さい。 ※ 保護者の方の就労状況などに変化（就職、離職など）が出た場合、教育利用と保育利用の異動（区分認定の変更）になる場合がありますので直ちにお知らせ下さい。
家庭と園の 連 絡 体 制	【こども園だより】 毎月の行事予定などについて発行。 【給食だより】 翌月の献立、食事・栄養に関する情報・アドバイス等について発行。 【クラスだより】 3ヶ月に1回、子ども達の生活の様子などについて発行。 【玄関掲示板】 連絡、お願い、各種行事等の詳細についてお知らせしますので送迎の際にご確認下さい。2歳児以上のクラスは、ホワイトボードに日々の活動内容をお知らせしています。 【連絡帳】 家庭とこども園の生活や遊び、健康状態などについて相互連絡に使用。 【その他】 こども園の要望や質問、疑問などがありましたらご遠慮なくお申し出下さい。 そのための意見箱を玄関に設置しています。 ※ カバンの中はいつも点検して下さい。
そ の 他	・保護者の方の貴重品は必ず身に着け、個人の責任で管理して下さい。 ・退園される場合は、所定の「退園届」を事前に提出して下さい。

《服装・持ち物》

- ◆ こども園では、制服の指定はありません。
※2歳児以上のお子様にはライオンズクラブより通園帽子が頂けます。冬期間の帽子は自由です
- ◆ 園舎内では基本的に裸足で活動します。
- ◆ できるだけ薄着をさせて、活動しやすいもの（身体に合った、伸縮のあるもの）汚れて良いもの、自分で着脱しやすいものを着用させて下さい。（すべてに名前を記入して下さい。）
- ◆ ネームは毎日左胸につけて下さい。0歳児、1歳児のお子さんは、背中についてください。
- ◆ ズボン・パンツは、排泄のしやすいものをはかせて下さい。
- ◆ 靴は、自分で履いたり脱いだりしやすいもので、足のサイズにあった運動靴にして下さい。
- ◆ 上着・帽子などには、必ずかけひもをつけて下さい。

○毎日の持ち物

- 0・1歳児 ハンドタオル、エプロン、水筒、連絡ノート（園で定めたもの）
- 2歳児 箸セット、コップ、ぬれたおしぼり、ハンドタオル、連絡ノート、水筒
- 3歳児以上 箸セット、コップ、ぬれたおしぼり、ハンドタオル、連絡ノート、水筒、歯ブラシ
※水筒は全園児1年間使用します。
※3歳児の歯ブラシは、使用する時期がきましたら、こども園からお知らせします。

○預かる物

- 全園児 着替え、着替え袋、通園バック、おむつ、おしりふき（必要な場合）、カラー帽子
- 2・3号認定 バスタオル2枚、布団、布団袋
- 0・1歳児のおしぼりは4月に10枚ほど保護者に用意して頂き、昼食、おやつ時に使用します。

○土曜保育時の持ち物

- ・水筒、濡れおしぼり、コップ、ハンドタオル、バスタオル2枚、着替え、おむつ、おしりふき（必要な場合）、カラー帽子

○服装・持ち物についてのお願い

- ・すべての衣類、持ち物には見えやすいようにハッキリと名前を書いて下さい。
（油性マジック、ネームテープ、刺しゅうなど）
- ・衣類は不足のないよう持ち帰った分は翌日に補充して下さい。
- ・季節、気温に適した衣類を着用させて下さい。（調節できるものが望ましいです。）
- ・お子さんの体に合った活動しやすいもの、着脱が簡単にできるものをご用意下さい。
- ・衣類は汗を吸収しやすい木綿のものが望ましいです。
- ・胸当てつきのズボンやロンパースは避けて下さい。
- ・ほどけやすいリボンや紐、フード付き、吊りズボン、ベルト付きなどは子ども同士が引っ張ったり、首に巻きついたりなど、危険な場合もありますので避けて下さい。
- ・水遊び、雪遊びの衣類はその都度お知らせします。
- ・入園にあたりお子さん1人につき箱ティッシュ（5ヶ組1セット）を持参してください。

《ならし保育について》

- ・新入園児については、お子さんの様子に合わせて、原則7日前（就労初日・土日祝日を含まない）より、ならし保育を行います。
- ・就労予定の方や、育児休業明けなどの方は、ならし保育の初日が入園日及び支給認定日となります。
- ・ならし保育期間でも利用者負担額（保育料）はかかります。4月1日新入園の場合は、3月のならし保育には該当しませんのでご注意ください。
- ・ならし保育の日数は、こども園においてお子さんの保育状況を勘案し行いますので、ご安心してお預けください。
- ・3号認定（0～2歳児）の新入園児の方は、慣らし保育について事前に打ち合わせを行います。

《食事に関すること》

乳幼児は、心身ともに発達が著しい時期です。特に、食事は心や体を育てる上で重要な意味を持っています。こども園ではご家庭とともに食育に取り組んでいきたいと考えています。

【完全給食制】

- こども園では、入園されている全てのお子さんに対し、給食を提供いたします。毎月、献立表を発行します。(遠足等の行事は除きます。毎月1回お弁当の日があります。)
- 1号認定、2号認定のお子さんの給食料(主食、副食)はすべて、本別町が負担しています。
- 2号・3号のお子さんは、給食の他におやつが出ます。3歳未満児は午前・午後の2回、3歳以上児は午後1回です。
- 離乳食：入園時に食事の形態や食べ具合を保護者から聞き取り、乳児の発達に合わせた離乳食を作り、家庭と連絡を密接に取りながら進めます。
- 食材：安全に配慮するとともに、地元商店から地元食材を調達、購入します。
- 食物アレルギー児への対応
 - ・ 保護者、担当保育教諭、栄養士、調理員と連携を密に取り、食材の扱いや調理には十分注意し、調理器具、食器等も個別に対応します。
 - ・ アレルギー食の児童の出欠は、掲示板を使用して明記します。
 - ・ 病院でのアレルギー検査及びチェック表の提出が必要。聞き取り調査をさせていただきます。
 - ・ 6か月～12か月に一度の医師の診断・指導を受けて頂き、検査表の提出が必要。それを基に聞き取り調査をさせていただきます。
- 給食の展示：当日の給食を毎日、玄関に展示するほか、こども園ホームページにも掲載します。
- 給食調理員が感染症に罹患した場合の対応は感染症対応マニュアルに添付してある「感染症に伴う調理従事者等の衛生管理について」を参考にします。

《保健と健康に関すること》

お子さんの健康を守るため、ご家庭とこども園とが連絡を密にし、協力しながら見守ることが大切です。体調の変化を感じたら早めに受診され、ご家庭で十分に静養させて下さい。

【健康管理】

- 身体測定を定期的実施
 - 0～2歳児 体重・身体測定 年3回
 - 3～5歳児 体重・身長測定 年3回
- 嘱託医による健康診断(内科検診、歯科検診)を年2回実施。
- 健診結果は専用様式にて、ご家庭にお知らせします。
- 尿検査は毎年6月、内科検診の前に行います。
- アレルギー体質のお子さんは予めお知らせ願います。

○保育中の体調不良時の対応

- ・ 発熱(37.5が基準)等で体調がすぐれず集団生活が難しいと判断された場合は、保護者の方に連絡をさせて頂き、お迎えが来るまで看護師が体調不良児室で対応します。
- ・ 保育中に負ったケガは保護者に連絡し医療機関にかかります。
- ・ 下痢、嘔吐した場合は様子を見て判断、保護者の方に連絡するとともに場合によっては個別に対応します。(感染性胃腸炎流行時には特に注意をしています。)

○午睡中の観察～乳幼児突然死症候群に対する観察、チェック表の記録

- ・ 0 歳児：5 分おき
- ・ 1 歳児：いつもと様子の違う子だけ記録をすることがあります。

○フッ化物洗口

- ・ 虫歯予防の一環として町が実施している「フッ化物洗口」をこども園でも 4 歳・5 歳児を対象に、土曜日を除く毎日実施します。
- ・ 希望者のみで、保護者の同意書を提出して頂きます。時期が来ましたら配布します。

◎家庭での健康管理のお願い

- ・ 毎朝、お子さんの健康状態を注意深く観察する習慣をつけましょう。
- ・ 朝食をきちんととり、排尿、排便をしてから登園しましょう。
- ・ 身体（爪、顔、歯、頭髮、皮膚など）はいつも清潔にしましょう。
- ・ 外遊びを積極的に行い、病気に対する抵抗力を高めましょう。
- ・ 早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ・ 予防接種は医師と相談の上、計画的に受けられることをお勧めします。

【お薬の取り扱い】

原則、保育教諭は取り扱いませんが、看護師が対応します。

こども園では、お子さんの薬の与薬はなるべく家庭でして下さるようお願いしています。医師の指示によりどうしても教育・保育時間内に与薬しなければならない場合に限り、保護者の責任のもと、こども園の看護師が保護者に代わり与薬を行います。

お子さんが主治医の診察を受ける際には、こども園にて教育・保育されている時間帯、並びにこども園では原則与薬ができない旨主治医にお伝えください。（朝夕 2 回の処方等）その上で、教育・保育中にやむを得ず与薬の必要がある場合のみ、与薬の申出を行ってください。

《やむを得ず、こども園に児童の服薬等を依頼する場合》

- ・ 診察の際に主治医に記入してもらい①「与薬に関する主治医指示書」と、保護者からの②「与薬依頼票」に基づき対応します。また、薬局から出された③「薬の説明書」（写し可）を添付してください。（①～③の書類が全て揃っていないと対応できません）
- ・ 薬は医者が指示し、処方したもの、1 回分のみを対応します。
- ・ 慢性の病気（気管支ぜんそく、てんかん、アトピー性皮膚炎、熱性けいれん等のように経過が長く、治療が必要な病気）の日常における与薬や処置については、「与薬に関する主治医指示書」をもらってから看護師とご相談ください。

《持参する薬等について》

- ① 「与薬依頼票」（提出がない場合、医師の指示があっても薬を受け取ることができません。）
薬の用途（かぜ、咳、中耳炎等）や与え方を記入してください。
- ② 使用する薬は 1 回分量に分けて、当日分のみ用意してください。
- ③ 薬の袋や容器に必ずお子さんの名前を記入してください。
- ④ 「与薬依頼票」と薬を一緒にして、毎回、必ず保育教諭（保育士、看護師）に手渡してください。
- ⑤ 座薬の使用は基本的には行いませんが、熱性けいれんの発作が予見される等やむを得ず使用する場合は、「主治医指示書」に基づき、座薬の使用に当たっては、その都度保護者に連絡しますのでご了承ください。
- ⑥ 「与薬に関する主治医指示書」「与薬依頼票」はこども園にあります。

- ⑦ 塗り薬もお受けしますが、「専用の与薬依頼票」と「薬の説明書」を提出していただきます。
※ 看護師の勤務時間は、8 時 30 分から 17 時 30 分までです。それ以外の時間は保育教諭が対応します。
- ⑧ 虫刺され薬、すり傷等には消毒とキズバン、もしくはすり傷専用の塗り薬で対応します。（散歩時は保育教諭も対応可）
- ⑨ 土曜日は、原則お薬をお預かりできません。

《安全対策と事故防止に関すること》

○避難訓練

- ・ 毎月 1 回、火災や地震に対する避難訓練を実施します。
- ・ 乳幼児用の避難車を備えています。

○交通安全指導～こぐまクラブによる集合訓練～3歳以上（年3～4回）

○遊具点検～固定遊具の点検～毎日行い、記録表をつけます。

○防犯について

- ・ 玄関の施錠～園児の登園をもって施錠します。（機械警備）
- ・ さすまた、竹刀等の設置
- ・ 日頃より本別警察署、消防署と連携を密にして防犯に取り組んでいます。

○ケガ・事故の防止

園内でのケガなどは万全を期していますが、万が一起きた場合には、応急措置をした上で保護者に連絡して医療機関にかかります。

《緊急災害時の対応》

【大地震や火災など災害が発生した場合】

万が一、大地震や火災などが発生した場合はお子さんの安全を最優先に考え、次のように対処いたしますので保護者の方のご理解とご協力をお願いします。

（原則）

- ・ 大災害が発生した場合、可能な限り速やかにお迎えをお願いします。
- ・ お子さんの避難場所は、こども園園庭（駐車場）又は状況により園舎内が基本です。
- ・ 大災害が発生した時は、停電や電話が不通になり緊急連絡が取れない場合も想定されます。上記のように、こども園にて避難していることが原則です。万が一避難場所が変更になる場合は玄関に掲示します。
- ・ 災害が発生したときのために「緊急時連絡・引き渡しカード」を記入し提出していただきます。

（登園・降園時に災害が発生した場合）

- ・ 居合わせた保護者の協力を求めますのでお子さんと一緒に待避行動をお願いします。
- ・ 災害の程度により、そのまま降園して頂くことも考えられます。

（お迎えが困難な場合）

- ・ 保護者の方が罹災するなどしてお迎えが困難な場合、こども園において原則 24 時間はお子さんを保護します。その後は行政の措置した救援所へ移動します。
- ・ お子さんを保護するための最低限の水、食糧はこども園で備蓄しています。

（台風や暴風雪が発生した場合）

- ・ 停電なども想定されるため早めにお迎えをお願いします。

《登園してはいけない感染症一覧》

学校保健安全法の規定によりこども園の登園を停止される病気があります。病名を記載いたしましたので、確認願います。症状が見られましたらお早めに医師の診察を受け、医師の許可が出るまでは出席停止となります。

第 1 種	感染症予防法で定められた感染症で感染力が強く、かかった場合に重くなる可能性が高いため、特に定められた伝染病。医師により治癒が認められるまで出席停止。
	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ

第 2 種	くしゃみや咳などの飛沫感染で広がり、子ども達がかかりやすく流行を広げる可能性が高い伝染病。医師により伝染の恐れがないと認められるまで出席停止。
	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（3日はしか）、水痘（水ぼうそう）、プール熱(咽頭結膜熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第 3 種	こども園での生活を通じ流行を広げる可能性がある伝染病。医師により伝染の恐れがないと認められるまで出席停止。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
	・条件によっては出席停止になる伝染病
	医師により伝染の恐れがないと認められるまで出席停止。
	溶連菌感染症、A型肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロ・ロタ）
	・出席停止は必要ないと考えられる伝染病
	アタマジラミ、みずいぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）

《感染症における登園基準》

病 名	こ ども 園 の 登 園 基 準
インフルエンザ	発熱後 5 日（発症した次の日から 1 日目と数えます）、かつ、解熱後 3 日を経過してから
水 痘	すべてが痂皮加してから
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現して 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になってから
プ ー ル 熱 （咽頭結膜熱）	主な症状が消失して 2 日を経過してから
風 疹	解熱し発疹が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後 3 日が経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失後（感染力が強いいため医師と相談しましょう）
RS 感染症	重篤な症状が消失し、全身状態がよくなってから（医師と相談しましょう）
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過し、全身状態が良くなってから
手足口病	発熱、口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	発熱がなく、激しい咳が治まっていること（医師と相談しましょう）
りんご病	発疹期はほとんど感染力がないため登園可能
感染性胃腸炎 （ノロ・ロタ）	嘔吐・下痢などの症状が治まってから 24 時間以上経過し、普段の食事がとれるようになってから
ヘルパンギーナ	発熱がなく、口腔内の痛みが無くなり普段の食事がとれるようになってから
単純ヘルペス	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事がとれること
突発性発疹	解熱後、全身状態が良く、症状が回復したら
とびひ	皮疹部位が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること

【健康状態の把握と病後の登園】

- ・ご家庭で発熱、ケガをしたことなど健康上に変わったことがあれば登園時に必ずお知らせ下さい。
- ・休日や欠席している間に下痢や嘔吐などの症状があった場合は、本人、家族の方の情報も必ずお知らせ下さい。
- ・病気やケガの後に登園されるときは、医師に「こども園に通っている」ことを話し、登園してもよいかどうか確かめて下さい。
- ・お子さんへの与薬は、なるべく朝・夕 2 回の処方となるよう、医師とご相談ください。

《保 險 制 度》

こども園では予期せぬ事故に備え次の保険制度に加入しています。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度(一部保護者負担)

こども園の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病(法令で定めるもの)に対して災害機給付金(医療費等)が給付されるものです。

《プライバシーを守るために》

保護者の電話番号は公表しておりません。

【携帯電話の利用】

病気や緊急的なこと、行事のことで連絡する際は、当園よりご連絡いたしますので、「家庭状況調査表」には携帯電話とメールアドレスを記入願います。(変更になった場合は、必ずお知らせください。)

【保護者以外には応えられません】

ご家族以外の方に、お子さんが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには応じないようにしていますので、ご親戚の方、親しい方に伝えておいて下さい。

職場への電話連絡は？

お子さんが病気やケガをしたときは、職場に電話連絡をする場合もありますが、園の名前で職場に電話をかけられることに抵抗のある方は、お申し付け下さい。

その場合、園名ではなく担当保育教諭の個人名でご連絡いたします。

保護者以外の方のお迎えは？

誘拐などの防止のために保護者の方のお迎えが原則ですが、都合によりご家族の方や代理人にお迎えを依頼する場合は、事前に保育教諭又は園にその旨を伝えておいて下さい。

個人情報の取り扱い？

個人情報は、守秘義務を徹底し、流失しないよう十分留意し適切に取り扱います。

- ・提出いただく書類に関しては、日々の保育以外の目的に使用することはありません。ただし、避難時や園外保育などで緊急連絡用として、自宅住所・電話番号を持ち出す場合がありますが、取り扱いには十分注意します。また、保育の必要性の認定、教育の向上発展、子ども達の意欲の育成、園と家庭との連携を図るため必要な範囲で皆様方の個人情報収集或いは提供する場合があります事をご承諾下さい。
- ・行事などで写真やビデオ撮影される方は、他のお子さんの映像について、その取扱いには十分ご配慮下さい。尚、行事等の写真が町広報紙等に掲載されたり、掲示板や園のパンフレット、ホームページに掲載する場合がありますのでご承知おき願います。

なお、お子さんの写真を「町広報紙」「新聞」「園内掲示板」「園パンフレット」「ホームページ」に掲載させたくない場合は事前に保育教諭又は園にその旨を伝えておいて下さい。

《保護者の会》

こども園では、教育利用園児と保育利用園児が同じ園舎の中で生活することになりますので、同じ園舎に通うお子さんの保護者の方々が親睦を図るとともに、お子さんの健やかな成長を保護者の方々と職員と一緒に支えていくことが必要と考えております。

各種行事などの目的をよく理解され、ご協力をお願いします。

- ・保護者会は在籍する園児の保護者全員を会員とし、役員（任期1年）を設置。
- ・会費は総会で決定されます。

《教育・保育に関する相談・要望》

教育・保育相談窓口は、当園職員で行っていますので、お気軽にご相談下さい。

《職員の研修・評価》

○研修への参加

- ・職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために、職員に対し実施してまいります。

○自己評価・学校関係者評価の実施

- ・職員による教育内容など自己評価を実施。教育に関する能力の向上に努めてまいります。

○人権擁護・児童虐待に対する体制

- ・職員会議において人権擁護と虐待防止に関する連絡会や勉強会を実施、未然防止に努めてまいります。

《主な年間行事予定》

月	主な行事など
4月	入園式、保護者の会・こぐまクラブ総会、こどもの日の集い
5月	親子遠足、こぐまクラブ発会式、畑づくり、身体測定、個人面談
6月	尿検査・内科検診・歯科検診、運動会
7月	保育参観日、お泊り保育（年長児）
8月	子ども盆踊り参加
9月	身体測定、動物園見学、収穫祭
10月	お遊戯会
11月	高齢者福祉施設訪問、歯科検診、お店屋さんごっこ
12月	もちつき会、クリスマス会
1月	保育参観日、クラス懇談会
2月	節分豆まき、内科検診、身体測定
3月	ひな祭りの集い、こぐまクラブ修了式、お別れ会、卒園式

◎毎月の行事 お誕生会、避難訓練、こども園開放日など

《家庭で用意していただくもの 0・1歳児》 ・持ち物にはすべて名前をつけてください

カバン		- 出し入れのしやすい肩掛け用のカバンを用意してください。 - カバンの中に入れるもの（連絡ノート、エプロン、ハンドタオル、水筒）
エプロン	 袋	- 食事用のエプロンを使用します。 - 使用後は持ち帰りますのでビニール袋を用意してください。
ハンドタオル	 袋	- 角にかけひもを付けたものを、毎日1枚ずつ持たせてください。 - その日使用したタオルは毎日持ち帰ります。 ※ 現在はコロナウイルス感染症対策として、ペーパータオルを使用しています。
水筒		1年間使用します。 - 中身は水又はお茶を入れてください。 - ストロー付が良いかと思います。 - 名前はふたの上の部分につけてください。
着替え用衣類		- 着替え用衣類は、季節に合わせて準備してください。 - 着替えを持ち帰りましたら、翌日補充してください。 - 個人用引き出しに入れてください。
おむつ ポリ袋 おしりふき		- 足りなくなりましたらお知らせします。オムツ1枚ずつ(後ろ側)にお子さんの名前を大きく書いて持って来て下さい。 - 汚れたオムツはこども園の方で処分いたします。 - 処理袋用として、ポリ袋(100枚程度入り)を持ってきてください。 - おしりふき(水に流せないタイプの方が良いです)
着替え袋		- ビニール袋と買い物袋(レジ袋)を用意し、個人用ケースに入れてください。 - 着替え袋等に名前を記入して用意してください。 - 汚れ物はレジ袋に入れ、着替え袋に入れて持ち帰ります。
布団 布団袋		- 布団カバーはいりません。 - 布団のサイズの規定は120cm×65cmです。参考にしてください。 - 月に1度(金曜日)持ち帰りますので布団袋を用意して下さい。2つ折りにして入る大きさをお願いします。天日に干してください。 (干せない場合は、アイロンをかけるのも良いかと思います) (6月～9月は汗をかくので隔週又は毎週持ち帰ります)
バスタオル (2枚)		- バスタオル2枚(肌かけ用・敷布用)を用意してください。 - お子さんの身体が隠れるくらいのが大きさが良いでしょう。 - 週に1度(金曜日)洗濯に持ち帰ります。翌月曜日に持たせてください。
通園バック		バスタオル等を持ち帰るときに使います。 寸法 目安として 30cm×40cm
白いおしぼり		- 乳児クラスで食事・おやつ時に使います。 - 一人10枚をお願いします。名前は記入しないでください。
箱ティッシュ		- 各クラス用として、お子さんのために1年間使用します。 5箱組みティッシュを1セットお預かりいたします。

- ◆ バスタオル、布団、着替え袋は向かって右下に、布団袋、通園バックは中央上部に大きく、はっきりとわかりやすく名前をつけてください。
- ◆ くつは、歩けるようになると必要になります。かかとの部分に名前を書いて下さい。

《家庭で用意していただくもの 2・3・4・5 歳児》 ・持ち物にはすべて名前をつけてください

カバン		・出し入れのしやすい肩掛け用のカバンを用意してください。 ・カバンの中に入れるもの（箸3点セット、ぬれたおしぼり、ハンドタオル、コップ、連絡ノート（リング式でないもの）、歯ブラシ）
ぬれたおしぼり	 袋	・食事の時に使います。 ・ビニール袋又はおしぼりケースにぬらしたおしぼりを入れ毎日持たせてください。
ハンドタオル	 袋	・角にかけひもを付けたものを、毎日1枚ずつ持たせてください。 ・その日使用したタオルは持ち帰ります。 ※ 現在はコロナウイルス感染症対策として、ペーパータオルを使用しています。
コップ	 袋	・うがい用コップとして使用します。 ・乾いたコップをビニール袋に入れて毎日持たせてください。
はし・はし箱		・滑らないものが使いやすいでしょう。 ・はし箱は出し入れのしやすい物が良く、スライド式のものが扱いやすそうです。 ・4・5歳児は、献立に合わせて、スプーン・フォークを持たせてください。 ・2・3歳児は、3点セットを持たせてください。
歯ブラシ		・4・5歳児は、歯ブラシに名前を記入して持たせてください。 ・傷んでいる時は、取り替えをお願いします。 ・3歳児は、歯磨きを始める時に、こども園からお知らせします。
水筒		・1年間使用します。ストロー式等飲みやすい物を用意してください。 ・中身は、水またはお茶にしてください。 ・お散歩時にも使用するので、ひものついているものにしてください。
着替え用衣類		・着替え用衣類は、季節に合わせて準備してください。 ・着替えを持ち帰りましたら、翌日補充してください。
着替え袋 レジ袋		・着替え袋等に名前を記入して用意してください。 ・汚れ物を入れるレジ袋を用意して下さい。
おむつ おしりふき		・おむつを使用しているお子さんは用意してください。 ・おむつ1枚ずつ(後ろ側)にお子さんの名前を大きく書いて持って来て下さい。 ・汚れたオムツはこども園で処分します。 ・おしりふき（水に流せないタイプの方が良いです）
布団 布団袋		※2号認定・3号認定のお子さん ・布団カバーはいりません。 ・布団のサイズの規定は、120cm×65cmです。参考にしてください。 ・月1度（金曜日）持ち帰りますので布団袋を用意して下さい。2つ折りにして入る大きさをお願いします。天日に干してください。（干せない場合は、アイロンをかけても有効です。6月～9月は汗をかくので隔週又は毎週持ち帰ります）
バスタオル (2枚)		※2号認定・3号認定のお子さん ・バスタオル2枚（肌かけ用、敷布用）を用意してください。 ・子どもの身体に合わせ、自分の手でたたむことのできるサイズにしてください。 ・週に1度（金曜日）洗濯に持ち帰ります。翌月曜日に持たせてください。
通園バック		・バスタオルやこども園からの製作等を持ち帰るときに使います。 寸法 目安として 30cm×40cm
遠足用		・リュックを用意してください。（4,5歳児）※9月のバス遠足で使用。
水遊び用		・水着、パンツ、バスタオル、水着入れ用バックを用意してください。
雪遊び用		・レッグウォーマーを用意してください。 ・手袋はナイロン製のもので、両方をひもでつなげてください。 ・遊ぶときはつなぎの方が良いでしょう。
箱ティッシュ		・各クラス用として、お子さんのために1年間使用します。 ・5箱組みティッシュを1セットお預かりいたします。

◆ バスタオル、布団、着替え袋は向かって右下に、布団袋、通園バックは中央上部に大きく、はっきりとわかりやすく名前をつけてください。

